

「全体の利益」再考

——高橋和己『悲の器』を手掛かりとして——

京都大学公共政策大学院四期生

藤戸 敬貴

一. はじめに

京都大学公共政策大学院の創設から五年が経過し、今春（二〇一一年四月）六期生を迎えることとなった。今日に至るまで、本大学院は政治家や国家公務員、地方公務員等、公共的職業に従事する人材を数多く輩出している。このことは、「公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成する¹」という本大学院の教育が各機関から一定の評価を受けていることの証左であろう。公務員批判や政治不信の声が高まりつつある昨今、事ほど左様に「的確な判断力」と「柔軟な思考力」、そして「強い倫理感」を具備した人材を公共部門は求めているのかもしれない。

公共部門は、私的利益の追求を第一義とする私的機関とは異なり、国民全体あるいは地域住

民全体の利益に貢献することがその目的である。だとすれば、公共的職業に従事する者（以下、「公共的職業者」）は「全体の利益」を探索すべき存在であるといえよう。

だが、「全体の利益」とは果たして何であるのか。筆者の最終的な目標はこの点を明らかにすることにあるが、この問題を厳密かつ包括的に論じるには膨大な紙幅が必要となろう。本稿では「全体の利益」を真正面から論ずるのではなく、視点を変え、高橋和己の小説『悲の器』を素材にして考察の手掛かりを探ることにしたい。

二. 「法律家」の使命

『悲の器』²は、世界的刑法学者・正木典膳による手記という形式の小説である。家政婦米山みきとの不義の交わり。妻静枝の死。栗谷清子との婚約。そして米山による慰謝料請求の訴え……。これらの事件を軸に、過去の回想を交えながら物語は進んでいく。高橋はこの小説にいくつかの主題を織り込んでいるが、本稿で触れることはできない。早速、第二章で展開さ

れる正木の議論の検討に入ろう。

舞台は某国立大学法学部³の卒業式である。

卒業生に向けての講演で、正木はまず、理想に燃える卒業生たちに対して社会の現実を冷然と突きつける。「身に一物も帯びず、ひたすら理念と知識によつて、みずからの生活を開拓されようとする大部分の諸君の前に立ちはだかるのは、おおむね、策略と打算、派閥争いと階級闘争の、そしてまた諦念と無気力の泥沼であろうと思われる。」このように現実を明らかにした上で、それでもなお、正木は次のことを卒業生に求める。「ただ諸君は法の専門家として教育をうけた。あるいは国家公務員に、あるいは司法畑に、あるいは弁護士に、あるいは政党活動や外交の分野に、そしてまた民間会社の鋭兵として進まれる諸君の仕事がなんであれ⁴、諸君が語のものと正しき意味において法律家であることをつねに自覚されてあられたい。」

では、語のものと正しき意味における法律家とはどのような法律家であるか。それは、利害打算の基である現代社会の紛争につき、公開の討論を旨とする法律に基づいて相対的解決を見出そうとする存在である。だがこのことは、紛争の絶対的解決はありえないという事実⁵に耐えることを要求する。「その現実密着性ゆえにまた政治との接触も必然に生じ、みずから求めて

うまれるのではない利害打算の場にも身をおかねばならないだろう。」「だが、また法の本質は、永遠のようにつづく弁論、公開の討論にこそあることを忘れないでいただきたい。」「究極の一語、矛盾なき天国、それら魅力的な諸観念は、その初源からして法とは無縁なものであることを、いまふたたび肝に銘じておいて出発していただきたい。解決の手段として、つねに法は相対的な満足しか、当事者にも第三者にもあたえはしない。その相対的立場に、たえず苦行者のように耐えつづけることが、法の運命であり、法律家の栄光である。」

だが、相対的解決の積み重ねが人間の文化を築いていくことも事実なのである。「法のもつ現状是認性と、諸君のわかかわかしい絶対的理想とのあいだの矛盾は、法の対象であると同時に法の執行者となるだろう諸君に、最初におとずれつまずきの石である。しかもそれは諸君が純粹であればあるほど、つまずきの機会は多く、それを避けて通るべき道はない。しかし、たとえ相対的解決であっても一つ一つそれを克服してゆくとき、単に法の世界のみならず、あらゆる人間の文化的価値は常にそのような相対的克服によつてしか作られなかったということを感じられるにいたるだろう。」

その一方、法律家は利害打算を超越して世界

を鳥瞰的に展望しうる唯一の存在である。正木は大仰にも聞こえる修辭で次のように述べる。

「わたしはあえて言う。諸君はエリートである。世に言う秀才根性や特権意識とは無関係に、なお諸君はエリートであると私は言う。この組織万能、派閥万能の時代に、なお所屬する集団の勢力や利害を離れて、個人の責任において法を反省し、世界を鳥瞰できる唯一の階層として諸君をエリートであるとわたしは規定する。その立場の浮動性、不安定性にもかかわらず、それゆえにこそ、インテリゲンチヤには巨大な任務が課せられている。諸君が理性でなく、諸君が統一者でなく、諸君が鳥瞰者でなければ、正義を利害追求の裝飾と化してしまったこの世界の、だれが統合者でありうるか。真の批判、真の自由をだれがこの世界にもたらしうるか。」

それゆえに、法律家には、個々の法律についての細かい知識を持つことのみならず、それらを統合することが要求される。「現実における作業の分化は避けえないし、また避けてはならぬ。だがその分化は精神的統合によつてのみ人間性を付与されることを一刻も忘れないでいただきたい。」

つまるところ、法律家は社会の現実をしつかりと受け止めたうえでそれに流されず、「人間の文化」、「人間の永遠」といった理念を胸に抱い

て行動する人間なのだ。「インテリゲンチヤの使用命はけつして華々しくはない。ときには社会の片隅の少数意見でしかなく、無力な怨嗟の人間とも目されるであろう。ときには二股膏藥と罵られることもあり、ときには狡猾と怒りを買うであろう。だが、諸君は諦めてはならぬ。諸君までが、この世界が権力によつてのみ動くと思つてしまふならば、まさしくそのときにこそ世界はそうなるであろう。猪突せず諦めず、人間の現実に流されずしかも離れず、諸君はこの人間の文化をまもらねばならぬ。それが、そういう言い方をゆるされるなら、それこそが、人間の『永遠』なのであるから。」

三. 考察

正木が語る法律家の理想的あり方は、今から半世紀前に語られたものであるにもかかわらず、現代の公共的職業者がとるべき態度と共通する部分を含んでいるであろう。

たとえば、細かい法律解釈だけではなく（当然それは必要なこともある）、多様な観点を含めて総合的に展望しうる鳥瞰的視点に立つ——これを「全体の利益を洞察する」と換言することは許されないだろうか——という態度は、公共的職業者に必要とされるものであろう。

その一方で、正木の論調全体を覆う雰囲気

ある種の違和感を我々が覚えるのもまた事実ではないだろうか。この違和感は、独り「インテリゲンチヤ」や「エリート」という大時代的で挑発的な言辞だけによるものではなからう。

正木が繰り返し述べているように、「法律家」に求められているのは、絶対的理念を胸に抱きつつ、にもかかわらず現実社会の利害闘争を相対的に解決することだけに満足せざるをえないという事実耐える、という極めて峻烈な態度である。ここで前提となっているのは絶対的理念の存在である。この絶対的理念ゆえに、真に目指されるべき解決、真の全体の利益は単なる私的利益の妥協といった性質のものではない。絶対的理念に基づく解決は相対的なものではなく絶対的なものだ。無論、現実社会の紛争解決はそのような理想的なものにはなりえない。だからこそ、正木が強調するように、法律家はこの矛盾に耐えなければならないのである。

しかし、正木が求めるような絶対的理念が我々にあるだろうか。絶対的理念が存在しないならば、我々の所謂「全体の利益」は所詮「私利の妥協」にすぎないのではないか。だとすれば、絶対的理念と現実との間で葛藤することはない。我々が正木の論調に対して冷めた見方をしてしまうのは、我々がもはや絶対的理念を失ってしまったためなのではなからうか。

実際、このような感想を抱くのは現代に生きる我々だけではないようだ。正木の講演を聴く学生たちの態度も冷ややかなものである。正木が予告する理想と現実との矛盾などにはまるで関心がないかのように。「聴衆は退屈してざわめき、咳ばらいがあちこちにおこって催促する。」

正木の考え方はもしかしたら時代錯誤なのかもしれない。現実の法執行の場面では、「法律家」たちは絶対的理念など素知らぬ顔で淡々と業務をこなすのみで、それ以上のことには関心がないのかもしれない。そして、正木自身もそのことに気付いていたはずである。『悲の器』最終章にて、当事者として被告席から裁判の様子を眺めながら、正木は心の中で次のように述懐する。「あなた方は、深刻ぶつて一体、何をしているのかと私は思った。愚昧な雁首を玩具のようにならべて、なにを証明しようというのか。一人の男が一人の女と床を共にしたかしかかったか、もし前者ならいくらかの慰料、後者なら幾ら……はははは。滑稽だとは思わないのか。恥ずかしいとは思わないのか。時間を無駄にしているとは思わないのか。」現実社会の中で蠢く人間は、正木にとっては矮小なものしか見えないのだ。「汝ら、法則に従い法則に死ぬものたちよ。人のあとを追うのでなければ、死文にしがみつき、さもないければ互いに牽制しあつて、小さな

境界のうちに侵しあうことなく住もうとする人間どもよ。いや猿どもよ。確とした荒地をきりひらき、これだけの幾何学的な建築をなしている技術をもちながら、その建築を裁判所と名付け、矮小な希望、いじけた欲望についてとり澄ました論議に憂き身をやつすことを矛盾だとは考えないのか。むしろ建物全体を暗黒の宮殿と化し、チェザーレ・ボルジアのごとく大淫蕩に耽ることのほうが、まだしもまだと思わないのか。」

結局、絶対的理念を胸に抱きつつ醜悪な現実と無戦苦闘するという姿勢は、強い意志を持った人間以外は不可能なのである。大多数の人間は、絶対的理念に関心を寄せることなく現実社会と妥協して生きている。ときに理念を口にするとしても、それは所詮虚飾であつて、もはや「理念」と呼ぶに値しない。「いっさいの権力、すべての束縛を棄絶してのち、みずからの力によつて、暗黒の世界へ一步をふみだす人間がここにいるだろうか。過去の判例をその言説にちりばめ、揚げ足とりに得々としている弁護士、わずかな補償、小さな安息を願う原告、そして業務に疲労し、解放されることを夢見ている書記、背後からあるいは前面から命令の発せられるのを待っている廷丁、さらに記憶した六法全書のページを手さぐりし、ときおり自信なさそ

うにその解釈を私にたずねたりする裁判官に、さあ、自由だ、君たちは勝手に歩みだせ、と号令したとき、彼らは歩みだすだろうか。自己の影におびえて立ちすくむのではないのか。」

この小説は正木による次の言葉で終わる。正木は自らの抱く絶対的理念に生きることを決断し、現実社会に生きる人々と袂を分かつのである。「さようなら、優しき牛者たちよ。私はしよせん、あなたがたとは無縁な存在であつた。」

四、結びにかえて

ウェーバーが述べるように、現代は「もろもろの価値秩序の神々の争い」⁵の時代である。多様な価値が林立し、唯一普遍なる絶対的価値などおよそ考えにくい時代を我々は生きている。

正木とて、絶対的理念に基づいた統治を理想としていたのではあるまい。「究極の一語、矛盾なき天国、それら魅惑的な諸観念は、その初源からして法とは無縁なものである」という正木の主張からもそのことは明らかであろう。ただ正木は、そもそも絶対的理念を拘こうともせず、に現実と妥協して生きている人々に絶望してしまつたのである。だが、公共的職業者はまさにこの現代社会を相手にしなければならぬのだ。では、絶対的価値なき現代において、公共的職業者が考えるべき「全体の利益」は私的利益

の集積ないし妥協にとどまるのだろうか。ベンサムならば、「全体の利益」とは個人的利害の算術的総和の最大化であると答えるだろう。それに対し、ベンサムのな功利主義の弊害を修正し、新しいリベラリズムの枠組みを提示するロールズのような論者もいる。また、コミュニタリアニズムや共和主義のような、同じ共同体に所属している人間が共有する「共通善」や「公共的善」などを統治の基礎に据えようとする規範理論も現れている。その一方、リベラリズムや共同体主義の理論家が陥っている「基礎付け主義」を厳しく批判するポスト・モダンリズムの思想家も、政治的議論に活発に参加している⁷。政治をめぐる言論状況は、まさしく百家争鳴という形容がふさわしいように思われる。

超越的価値なき現代において、公共的職業者は肅々と功利主義的計算に従事すべきなのか、「共通善」や「公共的善」を探っていくべきなのか、それとも「全体の利益」という基礎付け主義的な考え方を改めるべきなのか。現在の理論状況は明確な結論を導いてはいない。ひとつだけ明らかなのは、どのような立場に立つにせよ、公共的職業者である限り、我々には正木のように現実社会と縁を切るという選択肢はない、ということである。日常的業務に迫られる我々の姿は、正木の目に映じた裁判所で蠢く

人々の有様そのものかもしれない。しかし、まさしく正木自身が言うように、「猪突せず諦めず、人間の現実には流されずしかも離れず」、全体の利益とは何かということについて、そして公共的職業者の使命について、日々自問を重ねていく必要があるのではなからうか。

¹ 京都大学大学院公共政策教育院における教育の目的についてより。

² 初出一九六二年。本稿での引用はすべて新潮文庫版（二〇〇六）に拠っている。

³ 東京大学法学部がモデルであると考えられる。宗左近による新潮文庫版解説を参照のこと。

⁴ 正木が講演の聞き手として想定する対象が、本稿に所謂「公共的職業者」と完全ではないにせよ重なることは肯定されるであろう。

⁵ ウェーバー『職業としての学問』八四頁。

⁶ リベラリズム、コミュニタリアニズム、共和主義など、現代規範理論に関する基本的知識については、キムリツカ『新版 現代政治理論』などを参照のこと。

⁷ ポスト・モダンリズムと政治理論の関係については、S.K. ホワイト『政治理論とポスト・モダンリズム』を参照。

《参考文献》

- M・ウェーバー『職業としての学問』（尾高邦雄訳）、岩波文庫、一九三六年
S・K・ホワイト『政治理論とポスト・モダンリズム』（有賀誠・向山恭一訳）、昭和堂、一九九六年
W・キムリツカ『新版 現代政治理論』（千葉眞・岡崎晴輝他訳）、日本経済評論社、二〇〇五年